

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合【就労不能障がい給付金】


お支払い
できる場合

責任開始時後に発病した統合失調症により、
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく

2級の障がい状態として認定され、

**2級の精神障害者保健福祉手帳を
交付**された場合

- ▶ 1級または2級の障害に認定されたことによって、**精神障害者保健福祉手帳を交付**されているので、就労不能障がい給付金をお支払いします。


お支払い
できない場合

責任開始時後に発病した統合失調症により、
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく

3級の障がい状態として認定され、

**3級の精神障害者保健福祉手帳を
交付**された場合

- ▶ 1級または2級の障害に認定されていないため、就労不能障がい給付金をお支払いできません。

解説

- 上記の例では、責任開始時後に発病した疾病または発生した傷害により、**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**に基づき、**障害等級1級または2級の障害の状態として認定され、それに対する精神障害者保健福祉手帳の交付**があったときに就労不能障がい給付金をお支払いします。
- 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳を交付された場合でも、**障がいの原因が責任開始時前に発生**していたときは、就労不能障がい給付金をお支払いできません。